

# 持参した写真による運転免許証作成

～ 運転免許センターでは、持参した写真により、運転免許証を作成することができます。（警察署では受付できません。） ～

☆ 持参した写真で免許証の作成ができる手続



運転免許証の更新・再交付、免許取得（新規・併記）

☆ 持参写真の基準

- カラー、無帽、正面、上三分身、無背景（単一色）
- 大きさ 縦 3.0 cm 横 2.4 cm（縁のないもの）
- 申請前 6 か月以内に撮影したもの

（注 1）写真に傷・汚れがなく、鮮明であり、個人識別ができるもの

（注 2）余白部分を除き、頭上に 3mm 程度空けたもの

（注 3）背景色は、「薄い青色」等、輪郭がはっきりわかるもの

☆ 使うことができない不適切な写真（例）

- 合成または加工・修正しているもの
- 明るすぎるもの、暗すぎるもの
- 写真と現在の容貌が著しく変わっているもの
- 装飾の強いサングラス、幅の広いヘアバンド等を装着しているもの
- 眼鏡に光が反射し、目が見えないもの
- カラーコンタクトで目の色が異なっているもの
- 写真専用用紙に印刷していないもの
- 衣類等で顔又は顔の輪郭が隠れているもの
- 目を閉じている、細めているもの
- 前髪が目にかかっている、両眉とも前髪で隠れているもの
- 笑い顔、歯を見せているもの



病気等の影響により、基準に満たない場合は、運転免許センターまで事前ご相談してください。（TEL (代) 089-934-0110 担当：免許係）